

定期自主検査指針・保安検査基準 解釈専門委員会の設置について（案）

1. 趣旨

定期自主検査指針・保安検査基準に関して KHK 事務局に寄せられている質問（181 件、H17.3 末時点）について検討・回答し、解釈を発行するため、一般ガス部会、化学・石油部会及び冷凍空調部会の下に共同の専門委員会として「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門委員会（以下、解釈専門委員会という。）」を以下により設置することとする。

また、技術委員会組織及び規格策定手続きについては近々見直しが予定されているが、新体制に移行した場合も適切な委員会（高圧ガス規格委員会（仮）を予定）の下に当該解釈委員会を移設し、引き続き活動することを前提とする。

2. 委員構成・運営等

(1) 委員

解釈専門委員会の委員は、当該規格の原案作成を行った保安検査方法見直し勉強会のメンバーを中心に構成するものとし、機動的な活動を行うため下記 8 名の専門委員が主に各分野（一般則、コンビ則、液石則、冷凍則）の共通事項の検討・決議を行う。その他、専門的な知識を必要とする案件（スタンド関係、計装・電気設備関係等）の検討・決議を行う際は下記の特任委員を追加することとする。

主査	KHK
専門委員	石油精製分野の有識者
専門委員	石油化学分野の有識者
専門委員	一般化学分野の有識者
専門委員	LP ガス分野の有識者
専門委員	冷凍空調分野の有識者
専門委員	保安管理分野の有識者
専門委員	設備メンテナンス分野の有識者

以下、必要に応じ追加する。

特任委員 各分野の専門家（検討を行う案件に応じて主査が学識者、業界の有識者から指名する者）

(2) 運営等

解釈専門委員会では規格の技術的な解釈にかかる質問を取り扱うこととし、規格の改正等を伴うものは部会が取り扱うものとする。

原則として全ての解釈は解釈専門委員会による決議をもって承認することとし、全員一致による賛成を必要とするものとする。

以上